

伊根町ふるさと PR 大使設置要綱

平成 21 年 10 月 8 日

告示第 55 号

(設置)

第 1 条 本町が有する伊根浦舟屋群や浦嶋伝説など、多くの歴史、文化、豊かな自然環境及び地域の産業等をいかした特産品等の情報を幅広く周知し、地域振興及び観光振興を図るために、伊根町ふるさと PR 大使(以下「大使」という。)を置く。

(委嘱)

第 2 条 大使は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 本町について、深い理解と認識を持ち、各々の立場から前条に掲げる活動が期待できる者。
- (2) 本町に愛着を有し、本町の地域振興及び観光振興に積極的である者。
- (3) 前 2 号のいずれかに該当し、町内に所在する企業、商工会、観光協会その他事業所等(以下、「事業所等」という。)から本人の同意に基づく推薦があった者。
- (4) その他町長が必要と認める者。

2 事業所等は、大使を推薦するときは推薦書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(委嘱期間)

第 3 条 大使の任期は、第 5 条の規定により解任されるまでとする。

(委嘱内容)

第 4 条 大使は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 各々の地域や職域の範囲において、本町の地域振興及び観光振興に関する取り組みを宣伝すること。
- (2) 大使の活動を通じて得た本町に対する意見等を提供すること。

(解任)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その職を解任することができる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。
- (2) 第 2 条に規定する委嘱の要件が希薄であると町長が認めたとき。
- (3) 大使としてふさわしくない行為のあったとき。

(報酬等)

第 6 条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、大使としての円滑な任務遂行のため、町長が特に必要と認めたものを提供することができる。

(情報提供)

第 7 条 町長は大使に対し、その役割が円滑に遂行できる為に町政、文化、歴史、特産品、観光、その他情報を必要に応じ供するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、大使に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 2 月 27 日から施行する。